

【前橋市】
端末の整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	22580	22430	22224	22073	21923
②予備機を含む 整備上限台数	25967	25794	25557		
③整備台数 (予備機除く)	0	0	22224		
④③のうち 基金事業によるもの	0	0	22224		
⑤累積更新率	0.0%	0.0%	100.0%		
⑥予備機整備台数	0	0	3333		
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	3333		
⑧予備機整備率	0.0%	0.0%	15.0%		

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

①は、市立小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒数の合計とする。
令和7年度中に事業者決定を行い、令和8年度中に全児童生徒が新端末を使用できるようにする。予備機については、端末の破損・修繕等により学びを止めることがないように、端末保証または予備機管理及び実費修繕の体制などを令和7年度中に検討・構築する。
このため予備機、については暫定値とする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

令和8年度の更新までは引き続き端末を活用しているため、端末の状態等が判断できない。
現時点では、原則全台再使用・再資源化を含めた売却による処分とする。

○対象台数：24,963台(令和3年の端末購入台数)

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託：0台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託：0台
- ・その他(小型家電リサイクル法の認定事業者にも売却及び再使用・再資源化を委託)
：24,963台

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- 令和8年度 新規購入端末の使用開始
- 令和8年度 処分事業者 選定
- 令和8年度末まで 使用済端末の事業者への引き渡し

【前橋市】
端末の整備・更新計画

改訂履歴

公表日	改訂内容
令和7年9月5日	・ 第 2 版 端末調達年度を後ろ倒し令和 8 年度中に端末を整備とする。 予備機台数整備率を 1 5 %とする。 端末処分は再使用・再資源化を含めた売却とする。
令和7年3月27日	・ 初版